

産業建設委員会所管事務調査報告書

産業建設委員会では、令和6年度の所管事務調査項目として、下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

1 調査事項

- (1) デマンド公共交通について
- (2) 鳥獣被害対策について
- (3) 公共施設マネジメントについて
- (4) 土地活用計画について

2 委員構成

委員長	山口 善之	副委員長	松葉谷光由
委員	市川 昇	委員	市川 哲夫
委員	森 喜代造	委員	野間 芳実

3 調査活動概要

令和6年7月3日 委員会

執行部から調査事項の現状を聴取

- (1) デマンド公共交通について
- (2) 鳥獣被害対策について
- (3) 公共施設マネジメントについて
- (4) 土地活用計画について

令和6年7月29日～令和6年7月31日 行政視察

視察先及び内容

- ・愛知県豊明市 「オンデマンド型乗合交通について」
- ・神奈川県秦野市 「ドローンを活用した鳥獣対策について」
- ・東京都武蔵野市 「公共施設マネジメントの取り組みについて」
- ・東京都世田谷区 「オンデマンドバスについて」

令和6年8月7日 委員会

行政視察を終えての意見交換

- (1) デマンド公共交通について

- (2) 鳥獣被害対策について
- (3) 公共施設マネジメントについて

令和6年9月12日 委員会

執行部から調査事項の現状を聴取

- (4) 土地活用計画について

令和6年10月4日 行政視察

視察先及び内容

- ・静岡県三島市 「土地活用計画について」

令和6年10月7日 委員会

行政視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) デマンド公共交通について
- (2) 鳥獣被害対策について
- (3) 公共施設マネジメントについて
- (4) 土地活用計画について

令和6年11月6日 委員会

執行部から調査事項の聴取、調査事項のまとめ

- (1) デマンド公共交通について
- (2) 鳥獣被害対策について
- (3) 公共施設マネジメントについて
- (4) 土地活用計画について

令和6年12月11日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

4 調査研究の結果

(1) デマンド公共交通について

—鈴鹿市の現状—

本市の公共交通のネットワークは、基幹交通と支線交通に分けられ、基幹交通には本市と市外・県外への移動の役割である広域幹線として鉄道、高速バス、路線バスがあり、市内幹線として近鉄鈴鹿線やコミュニティバスがある。支線交通には、地域主体の移動手段として、地域づくり協議会が運行されている付添支援等が該当する。市内の公共交通のネットワークの課題として、公共交通機関の利用が不便な地域、いわゆる公共交通空白地域が存在してい

る。本市の空白地域の定義は、鉄道駅から半径 800 メートル、バス停から 300 メートルより外の範囲と定義している。また、距離だけでなく、地形の高低差が大きい地域やバスはあるもののサービスレベルが著しく低い地域も空白地域等として扱うこととしている。

デマンド公共交通の事業の位置づけは、そうした公共交通機関の利用が不便な地域に居住されている方の移動ニーズに対応するもので、一般タクシーと異なり、①運行区域が決まっている、②停留所がある、③他の利用者と乗り合うことといった特徴がある。

事業を実施するにあたり、運行区域や停留所の設置箇所を決めていく必要性から、市と協働して取り組んでいただけた地域を募集することとなった。地域住民には、運行計画作成に関わることや、調査・周知・利用促進に係ることに取り組んでいただくことを前提に、約 1 か月かけて、出張相談や窓口相談を行い、募集した。その結果、応募地域が 6 地域あり、その中から、地域特性や地域住民意向を調査したアンケート結果等の視点から久間田地区、石薬師地区、一ノ宮地区が選定された。配車台数については、久間田地区・石薬師地区に 2 台、一ノ宮地区 1 台にて運行することとなり、令和 6 年 9 月 19 日から久間田地区・石薬師地区、9 月 20 日から一ノ宮地区での実証運行を開始した。

—視察概要—

(1) 愛知県豊明市

豊明市が進める「オンデマンド型乗合交通」は、超高齢化社会が予想される中、今後は買い物弱者が増加することが見込まれており、交通不便地域の住宅地から、市内の病院、薬局など高齢者の生活や健康に必要な近隣のお店や公共施設等の特定の目的地まで移動できる公共交通であり、既存の鉄道や路線バスといった他の公共交通を補完することで、地域の交通不便を解消することや高齢者の外出促進に貢献することを目的としたものである。

また、豊明市はオンデマンド型乗合交通を導入する際、効率のよい公共交通網を実現するため、市内を網羅的にカバーしていたコミュニティバス路線をコンパクトに再編することを検討していた経緯もあり、実証実験を経て、2021 年 4 月より本格運行となった。

業務の運営面においては、民間企業が事業主体となり、エリアスポンサーからの協賛や広告料をいただき、運営費用の一部を補うことで、協賛のない運行に比べ、採算性が高い運営をしている。エリアスポンサーには、停留所の設置やオンデマンド交通の広報媒体に企業広告を載せるなど、集客につながる取り組みをしている。

また、利用促進のため、毎月チョイソコ通信を発行し、運行に関する更新情報やイベント情報など、地域住民がデマンド公共交通を利用するなどして、お出かけしたくなるような、さまざまな情報を発信することで、利用促進につなげている。

(2) 東京都世田谷区

世田谷区でデマンド公共交通を実証運行している ^{きぬた} 砧地区は、地域の特性として、狭い道路が多いため、小型バス車両も運行できない地域が点在している課題があり、公共交通での移動が難しい地域であった。

今後、超高齢化社会や単身高齢者の増加等が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で自

立して暮らし続けられるよう、地域が主体となるコミュニティ公共交通の導入について、一定の公費負担を伴う公共交通不便地域対策や買い物等の生活支援や外出機会の確保を狙いとして、デマンド公共交通の実証運行が開始された。

デマンド公共交通の運行にあたり、地元企業や個人の方からも、運行を支援する協賛金を募り、運賃収入以外の収入確保に努めていた。また、協賛した地元企業等には、事業所の近くにバス停留所を設置することや、デマンド公共交通の広報媒体であるコミュニティ交通ニュースにて企業名を掲載するなど取り組まれている。

また、発行されたコミュニティ交通ニュースには、デマンド公共交通に関する紹介やスマートフォンからの利用予約講習会、デマンド公共交通に乗車して行くことのできる周辺公共施設のご案内など、利用促進につなげる情報を発信している。

世田谷区のデマンド公共交通は、地域住民にとって日常生活の充実や移動が持つ波及効果に繋がっていると考えられ、地域住民の生活を支える移動手段の社会的インフラとしてその必要性が認められている。

—まとめ—

視察先では、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、地域の交通不便を解消することや高齢者の外出促進に貢献することを目的に、デマンド公共交通の運行を行っている。デマンド公共交通の運行に際しては、行政・民間・地域が三位一体で取り組み、民間事業者や地域住民から、運行を支援する協賛金や地域住民の協力を得ながら、運行していくことが大切である。

（２）鳥獣被害対策について

—鈴鹿市の現状—

これまでの野生鳥獣による農作物被害は、主に椿地区、鈴峰地区、庄内地区など市内西部の中山間地域であったが、近年では、国府地区や河曲地区などからも被害報告があり、特定外来生物であるアライグマやヌートリアは、農作物被害・環境被害・空き家への住み着きが増加しており、生息地域や被害地域は海岸部から山間部、市街地、農地等に関係なく市内全域で報告されている。

令和５年度の被害金額は、集落代表者アンケート調査結果等に基づき算出した結果によると、ニホンザル 2,784 千円、ニホンジカ 5,627 千円、イノシシ 6,832 千円、アライグマ 525 千円となっている。

このような被害が報告される中、鳥獣被害対策として、平成 21 年 3 月に、被害地域自治会代表者や農業委員会、農協、猟友会及び市で「鈴鹿市鳥獣被害防止対策協議会」を新たに設立し、国の交付金を活用して、集落ぐるみで被害対策の強化を図っている。

令和 6 年度活動計画としては、市単独事業で猟友会への有害鳥獣の駆除・捕獲業務委託、防護柵設置に対する補助、ニホンザル被害地区への資材配付等を実施するとともに、鳥獣被害防止対策協議会事業を市費のほか、国の交付金を活用しながら、電波発信機を用いたニホ

ンザル位置情報・生息分布域調査、初心者狩猟免許取得予備講習会受講料補助、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業など実施する計画である。

また、効率的な対策としてＩＣＴ等新技術の導入実績については、令和４年度に庄内地区に設置した大型檻において、定点カメラによってスマートフォンアプリでニホンザルの動向や生息状況を観察し、群れが檻に侵入した際に遠隔で捕獲できるようなＩＣＴ機器を導入し、当該大型檻の管理運営については、狩猟免許取得者を含んだ地域住民によって行われている。

このほか、国庫補助事業を活用し、平成３０年度にワイヤーメッシュの防護柵をニホンジカによる被害が大きい岸田町地内に設置した。導入に当たり、受益個数や費用対効果、耐用年数等に要件があったことから、地域自治会と獣害対策防護柵管理委託契約を締結し、防護柵の維持・管理については、地域主体で行われている。

体制づくりとして、市及び猟友会員を主とした有害捕獲の許可対象者だけでなく、地域にも防護柵や捕獲用の大型檻の管理、追い払いに関する講習会を受講いただき、市と地域が一体となって、鳥獣被害対策に取り組んでいる。

—視察概要—

（１）神奈川県秦野市

秦野市は、農地の管理状況やニホンジカやイノシシといった鳥獣被害の状況や捕獲わなの設置状況等の現状を整理することに加え、効率的な被害対策を行うため「情報の見える化」に取り組み、効率的に対策を行っている。

特に、センサーカメラで撮影した映像や飛行経路をプログラミングしたドローンを用いて撮影したデータなどの現地調査によって得られた情報を地理情報システム等に落とし込み、その結果を受け、農業者、関係機関等が一体となって鳥獣被害対策の計画を立て、対策すべきポイントを捕獲わなや防護柵を設置して対処するなど、鳥獣被害につながる周辺環境の改善を図るなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進している。

また、捕獲個体の有効活用として、捕獲個体を委託契約している加工処理施設へ搬入し、加工処理をした上で、市内飲食店舗での提供やレトルト食品として販売するなど、ジビエ化の推進をしている。

—まとめ—

視察先では、センサーカメラで撮影した映像や飛行経路をプログラミングしたドローンを活用した上で、地理情報システム等に農地の被害状況や鳥獣の侵入経路等の情報を登録し、情報の一元化を実施しており、その上で、地域で鳥獣被害対策に関する勉強会を行い、集落ぐるみで被害対策の強化につなげていた。

また、鳥獣被害対策を実施するには、猟友会の協力が不可欠であり、猟友会への有害鳥獣・捕獲駆除業務委託としての出勤費（日当）や捕獲駆除単価の増額などの猟友会会員の待遇改善及びなり手不足の解消を図る方策の検討も重要である。

（３）公共施設マネジメントについて

—鈴鹿市の現状—

公共施設マネジメントとは、市が保有する公共施設等の資産を、自治体経営の視点から、総合的かつ統括的に、企画、管理及び利活用する仕組みと定義されており、本市では、保有量の適正化、運営管理の適正化、長寿命化の推進、の３つの視点を柱に、公共施設マネジメントを推進している。

公共施設等とは、公共建築物だけでなく、道路・橋梁などのインフラ施設を含むものとして定義されており、平成 27 年 12 月に公共施設等の現状や課題を把握し、長期的な視点をもって、総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、鈴鹿市公共施設等総合管理計画を策定している。

また、総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、市が所有する公共建築物における施設評価を実施し、長寿命化や複合化等の施設ごとの方向性、対策の優先順位及び実施時期を示す計画として、令和 2 年 7 月に、鈴鹿市公共建築物個別施設計画を策定し、原則 4 年周期で計画を見直すことになっている。

市の公共建築物の劣化状況について、市が保有する公共建築物の築年数は、令和 4 年度末現在、築年数が 30 年以上経過している公共建築物の割合は、67.5%となり、大規模な改修が必要となる築年数が 40 年以上経過している公共建築物の割合は、39.4%となっていることから、計画的に改修を進めていく必要がある。

また、総合管理計画では、市民一人当たりの負担を増加させないように、計画の数値目標として、令和 33 年度までに、公共建築物の延べ床面積を 18%縮減することを数値目標としている。

令和 6 年 4 月に、公共建築物個別施設計画の改定を行っており、既存公共建築物の機能集約など保有量縮減の方法を検討するとともに、改築・改修工事の内容を精査することで対策費用の縮減を図り、財政状況を踏まえた見直しを行っている。主な内容として、公共建築物の長寿命化の手法と対策の優先順位付けの変更を行っている。

公共建築物の長寿命化の手法として、大規模改修と長寿命化改修を実施することで、目標耐用年数以上の使用を目指しており、また、部位改修では、各部位の劣化状況を把握し、状況に応じた対応を継続することで、目標耐用年数まで延命することを目指している。機能面の向上は、限定的なものとなるが、コストを抑えて建物を延命することができている。

市の保有する公共建築物は、築 20 年以上を経過し、すでに改修時期を迎えている施設が約 76%に達している状況であり、施設の大規模な改修や長寿命化改修には、多額の費用を要することから、すべての施設で実施することは困難な状況である。今後、複合化・集約化を実施することで、床面積及びライフサイクルコストの縮減が見込まれる施設については、優先的に改修や改築を実施することとしている。

—視察概要—

（１）東京都武蔵野市

武蔵野市では、老朽化施設への対応として、公共施設の基本の目標耐用年数（原則 60 年）

の、残耐用年数 10 年で躯体健全度調査を行い、最長 80 年の延命化を実施するのか検討し、最終的な耐用年数を決定していた。目標耐用年数の前後 5 年間を調整期間とし、改築時期の平準化や複合化等の調整を行っている。

残耐用年数 10 年までは、不具合が生じた際に対応する事後保全を行うとともに、予防保全の面において、劣化度の評価に応じて修繕・保全改修を行うとともに、一定の周期を決めて、計画的に改修を行う方法を取り入れ、老朽化した公共施設への保全対応を行っている。

また、健全財政維持に向けた目標を 2 点設定し、1 点目が、令和 33 年までの今後 30 年間においても、特定目的基金を確保するとともに、市債残高は将来にわたって武蔵野市の標準財政規模を超えないよう財源バランスを維持している。2 点目が、1 人当たりの施設保有量適正化を管理上の 1 つの指標として設定し、マネジメントされている。

こうしたことから、量の適正化・質の適正化の双方から総合管理することや施設の維持管理の見通しの明確化、分野別横断的検討プロジェクトを実施している。

—まとめ—

視察先では、老朽化した公共施設への対応について、劣化度の評価に応じて修繕・保全改修を行うとともに、一定の周期を決めて、計画的に改修を行う方法を取り入れている。公共施設に不具合が生じた際に対応する事後保全だけでなく、予防的に保全することも必要である。

また、老朽化した公共施設について、施設の状態や地域のニーズ等に応じて、施設の改修、除去・譲渡、地域での利活用など、今後の施設の方向性を検討することが必要である。

(4) 土地活用計画について

—鈴鹿市の現状—

本市では、都市の健全で計画的な市街化を図るため、昭和 46 年 12 月に、三重県が都市計画区域内に市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を定め、その後、9 回の変更を実施し、現在に至っている。

都市計画法第 34 条では、市街化調整区域に建物が建築可能な立地基準について定められており、第 1 号から第 14 号までの要件があり、第 10 号には工業団地などの建築を可能とする地区計画制度、第 12 号には、優良田園住宅制度、第 14 号には、三重県開発審査会の承認を得て許可をする基準が規定されている。その他、線引き以前に建築された建物を同用途・同敷地で建て替えをする方法などがある。

優良田園住宅制度は、都市計画法第 34 条第 12 号に基づき、鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を制定したことにより、市街化調整区域の指定した区域内で、一定の要件を満たせば地縁の無い第三者でも、住宅を建設できる制度である。

本市の人口は、平成 21 年をピークに減少傾向に転じ、現在もその傾向は継続しており、

里山・田園集落の人口減少は顕著となっている。

その様なことから、令和3年7月に、本市は三重県内初の優良田園住宅制度を制定し、市街化調整区域の職場の近隣に居住したい方や、里山・田園集落で身近に農業のある暮らしをしたい方のニーズに対応し、地域の定住人口の確保やコミュニティの維持を図っている。

優良田園住宅の認定の主な要件は、敷地面積は300平方メートル以上、階数は、3階以下で、建蔽率30%以下、容積率50%以下、さらに、新たなインフラ整備を必要とせず、現状の水道や道路などが利用できること、農用地、自然環境を保全する区域、土砂災害特別計画区域等でないことも要件となっている。指定区域は、市街化調整区域の指定既存集落およびその辺縁部とし、市全体の人口減少割合よりも人口減少が進んでいる地域であることなどから、椿地区・鈴峰地区・庄内地区・深伊沢地区・久間田地区・合川地区・天名地区の7地域とされた。

令和3年7月の優良田園住宅制度制定以降の建設計画の認定は、令和6年3月31日現在で、深伊沢地区で1件、合川地区で2件の合計3件の実績となっている。

—視察概要—

(1) 静岡県三島市

静岡県は、平成25年2月に国の指定を受けた「内陸のフロンティアを拓く取組ふじのくに防災減災・地域成長モデル」を全体構想として掲げ、総合特区事業に取り組んでいる。

その総合特区事業に、三島市は5事業が指定されたことから、総合計画や都市マスタープランに内陸のフロンティア（現：ふじのくにフロンティア）事業の推進を位置づけ、平成26年度から進められている。

その5事業のうち、ゆとりある田園居住区整備促進事業は、交通の利便性など優れる立地を生かし、職住近接のゆとりある住宅団地の整備などを進めるため、平成26年4月7日に、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針が静岡県内で初めて策定された。

また、三島市は、新たな住宅街区の形成した際の良好な住環境の形成と維持を図るため、地区計画において各地区における優良田園住宅地区計画を定めている。

このほか、平成30年1月19日付の三島市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針において、優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよその土地の区域として次の理由により、市街化調整区域内の4地区を選定した。①小学校などの公共公益施設があり、総合特区事業で別途計画している企業誘致の事業計画地に近接し、将来の職住近接が見込まれるため。②東駿河湾環状道路のインターチェンジに近接し、通勤対応可能な住宅整備により、流入人口の増加、地域の人口減少対策や地域活性化への寄与が見込まれるため。③ゆとりある田園居住区整備促進事業及び三島塚原IC周辺ゆとりある田園居住区整備促進区域で事業対象区域としたため。以上のことから、三ツ谷新田地区、市山新田地区、

大場地区及び塚原新田地区が選定された。また、このうち、優良田園住宅の建設を促進する区域は、周辺環境との調和や関連計画との整合などの基準を全て満たす区域としている。

そうした条件の中で、優良田園住宅の建設計画戸数 100 戸を超え、新たな住宅街区の形成により、定住人口の増加、地域コミュニティの維持・形成、地域の活性化につなげている。

—まとめ—

視察先の優良田園住宅制度は、静岡県県の全体構想である「内陸のフロンティアを拓く取組ふじのくに防災減災・地域成長モデル」が、国の総合特区指定を受けたことにより、ゆとりある田園居住区整備促進事業を総合特区事業として推進している。その全体構想は、南海トラフ地震等に対する防災の観点を踏まえ、防災・減災と地域成長を両立させるとともに多彩なライフスタイルを実現する魅力ある地域づくりを進めていることから、優良田園住宅制度を用いた市街化調整区域での新たな住宅街区の形成を可能とし、地区の良好な居住環境の形成及び地域コミュニティの維持につなげている。

一方、三重県においては、人口減少時代において、住宅地の広域化を防止する観点から、市街化調整区域での新たな住宅街区の形成はできないため、鈴鹿市の優良田園住宅制度は、都市計画法の趣旨に基づき、市内の市街化区域の空洞化や空き家を増加させることが無いよう、良好な地域コミュニティの維持と良質な暮らしの提供に努めることを目的として、市街化調整区域の指定既存集落およびその辺縁部での戸建て建築を対象としている。

そのような違いはあるものの、鈴鹿市は里山・田園集落の人口減少対策として、優良田園住宅制度は有効であり、市民や民間企業等へ制度を周知していく必要がある。

また、人口減少対策の 1 つとして、工業系・物流系をはじめとした民間企業の土地活用需要に対応する必要があるため、そのためには、県内外の市町の現状を調査し、道路を整備するなど周辺環境を整え、環境の整った区域については、計画的な土地利用を行う必要がある。

今回調査を行った優良田園住宅制度を活用することで、定住を促し、行政と企業が協力し、土地利用の促進を図ることが重要である。

5 市行政への提言

以上の調査研究を踏まえ、次のとおり提言する。

1 デマンド公共交通について

- ① 実証運行事業の検証を行い、将来の運行に当たっては、行政・民間・地域が三位一体で取り組み、地元企業の協賛や地域の協力、地元交通事業者の理解を得ながら運行できる体制づくりを検討すること。
- ② 将来運行する際には、デマンド公共交通の制度について、市民へ周知を図るため、定

期的に情報発信を行うこと。

2 鳥獣被害対策について

- ① センサーカメラをはじめとした ICT 技術やドローン等を活用した上で、地理情報システム等に農地の被害状況や鳥獣の侵入経路等の情報を登録し、情報の一元化を実施すること。
- ② 猟銃ハンターの待遇改善及びなり手不足の解消を図るため、有害鳥獣・捕獲駆除業務委託にかかる猟友会の出動費や捕獲駆除単価の増額といった方策を検討すること。

3 公共施設マネジメントについて

- ① 老朽化した公共施設について、施設の状態や地域のニーズ等に応じて、施設の改修、除去・譲渡、地域での利活用など、今後の施設の方向性を検討すること。
- ② 予防保全の面において、劣化度の評価に応じて修繕を行うとともに、一定の周期を決めて計画的に改修を行う方法を検討すること。

4 土地活用計画について

- ① 里山・田園集落の人口減少対策として、優良田園住宅制度について、市民や民間企業等へ周知するとともに、制度の更なる活用方法を検討すること。
- ② 道路部局及び産業部局と連携し、民間企業の土地活用需要に応じた周辺環境の整備が行えるよう、計画的な土地の活用を図ること。